附　則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五十二条の改正規定は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

法務大臣　千葉　景子
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第八十七号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第一号中「環境科学技術」の下に「、エネルギー科学技術（原子力に係るものを除く。以下同じ。）」を加え、同条第六号中「環境科学技術」の下に「、エネルギー科学技術」を加え、同条中第十六号を削り、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。

第五十八条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十条中「宇宙開発利用課」を「環境エネルギー課　宇宙開発利用課」に、「原子力計画課　原子力研究開発課」を「宇宙開発利用課　原子力課」に改める。

第七十一条第二号中「関すること」の下に「（原子力課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第四号を次のように改める。

四　国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。

第七十一条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　前号に掲げるもののほか、文部科学省の所掌事務に係る原子力の平和的利用の確保に関すること。

第七十三条第一号中「、地球科学技術及び環境科学技術」を「及び地球科学技術」に改める。

第七十六条を削る。

第七十五条の見出し中「原子力計画課」を「原子力課」に改め、同条中「原子力計画課」を「原子力課」に改め、同条第一号から第四号までの規定中「関すること」の下に「（環境エネルギー課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第五号中「核融合」を「原子力に関する科学技術」に改め、「関すること」の下に「（研究振興局及び環境エネルギー課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第七号中「原子力研究開発課」を「環境エネルギー課」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「のうち核融合に係るもの」を削り、「関すること」の下に「（環境エネルギー課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　文部科学省の所掌事務に係る研究開発施設の設置及び運転の円滑化に関する事務のうち原子力に係るものに関すること。

第七十五条第十三号中「関すること」の下に「（環境エネルギー課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第十四号を次のように改める。

十四　水戸原子力事務所の組織及び運営一般に関すること。

第七十五条第十五号中「業務の検査」を「組織及び運営一般」に改め、同条を第七十六条とする。

第七十四条を第七十五条とし、第七十三条の次に次の一条を加える。

（環境エネルギー課の所掌事務）

第七十四条　環境エネルギー課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　環境科学技術及びエネルギー科学技術（以下この条において「環境科学技術等」という。）に関する研究開発並びに核融合に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　環境科学技術等及び核融合に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関すること。

三　環境科学技術等に関する研究開発及び核融合に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

四　環境科学技術等に関する研究開発及び核融合に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

五　基盤的研究開発に関する事務のうち環境科学技術等及び核融合に係るものに関すること。

六　原子力に関する技術開発で科学技術の水準の向上を図るためのもののうち核融合に係るものに関すること。

七　原子力政策のうち科学技術に関するもののうち、核融合に係るものに関すること。

八　文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち核融合に係るものに関すること。

九　大学共同利用機関法人自然科学研究機構が設置する核融合に関する科学に係る大学共同利用機関における教育及び研究に関すること。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令の一部改正）

2　原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令（昭和五十四年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「文部科学省研究開発局原子力計画課」を「文部科学省研究開発局原子力課」に改める。

（独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令の一部改正）

3　独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「文部科学省研究開発局原子力研究開発課」を「文部科学省研究開発局原子力課」に改める。

文部科学大臣　川端　達夫
内閣総理大臣　鳩山由紀夫